

(2) 廃止施設利用の事務処理について

①利活用に向けた提案

利活用を希望する団体（方）は「愛南町廃止施設利活用申請書（様式1）」により施設利活用の提案を行うものとします。

これを受けて廃止施設利活用の決定フローに基づき、その利活用を判断します。

なお、公共的団体及び民間事業者等による活用の場合は、「愛南町廃止施設利活用申請書」によって提案された内容の検討・精査等が完了し、問題がないと判断した場合は、原則、提案された当該施設及び内容をもとに、公募の上利活用者（団体）を決定します。

②事務処理の基本的な流れ

対象者	利活用の意思(有)	検討	提案上問題ない場合		
地域での利活用	愛南町廃止施設利活用申請書等の提出	内容の検討・精査等	利活用の実施		
公共的団体等による利活用			事業者 公 募	事業者 決 定	利活用 の実施
民間事業者による利活用					

(3) 地域への周知について

廃止施設の地域での利活用等を検討し、施設が所在する地域と協議を行い、賃貸、売却、解体等の方針を定めます。また、賃貸、売却については公募を行い、広報、町HP、防災行政無線により周知を行います。